

平成二十年二月十三日提出
質問第八七号

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

二〇〇八年二月十日に沖縄県北谷町で女子中学生を暴行したとして、同月十一日、米海兵隊二等軍曹が逮捕された事件（以下、「暴行事件」という。）につき、以下質問する。

一 外務省が「暴行事件」を最初に知ったのはいつか。

二 一の時点から、外務省においてどのような初動対応がとられたか。

三 外務省の西宮伸一北米局長は十一日にドノバン駐日臨時代理大使と電話で会談し、遺憾の意を表明したとのことであるが、なぜ西宮局長はドノバン駐日臨時代理大使を呼びつけて直接抗議を行わなかったのか。「暴行事件」の重大性を鑑みる時、電話で遺憾の意を表明するという対応はあまりにも軽く、不適切であったと考えるが、外務省の見解如何。

四 三の西宮局長がいう遺憾とはどのような意味を指すのか。中学生の少女が暴行を受けるという大変いたましく、卑劣な事件に対して使う言葉として適当か。外務省の見解如何。

五 十二日外務省において、十三日に小野寺五典外務副大臣を沖縄に派遣することが決定されたが、「暴行事件」発生後、せめて翌日の十一日に右の決定をし、同日中にでも小野寺副大臣または然るべき人物を派

遣すべきではなかったのか。「暴行事件」発生後、二日が経過してから右の決定がなされたことは外務省の不手際であつたと考えるが、外務省の見解如何。

六 福田康夫内閣総理大臣は十二日夜、記者団に対し、「今までと同じ取り組みでいいのか。いろんな知恵を出していかなければならない。しつかり今度は取り組んでいきたい」旨述べたと承知するが、一九九五年、同じく米海兵隊員による少女暴行事件が起きてからの政府の再発防止に向けた取り組みは不十分で、今回の「暴行事件」の発生は、一九九五年の少女暴行事件の教訓が生かされていなかったということではないかと考えるが、政府・外務省の見解如何。

七 政府・外務省は、「暴行事件」の再発防止に向け、今後米国並びに米軍に対していかなる要請をし、意見を伝え、そしてどのような対応を求めていくのか明らかにされたい。

右質問する。